

第3章 包摂と排除

——初期環境国家の形成過程

環境国家は天然資源に対する国家的介入にその端緒を見出すことができる。本章では直接的な植民地化を免れながら近代化を成し遂げたアジアの国家である日本とシヤム(現在のタイ)に着目し、国家の周辺部分に存在する天然資源が中心経済へと編入される過程で、国家と社会の関係がどのように規定されたのかを探る。二つ
 の国で対照的であった地域住民の扱い方はその後の環境国家の成立過程に予期せぬ影響を与えた。

頻発する土砂災害や獣害問題、花粉アレルギーなど、日本では聴衆の関心を森林へと向けるニュースが絶えず報いられている。恵み多き森林が荒廃して、人間に思わぬ負荷をかけてくるとしても、森林をつくりなおすには長い時間がかかる。私たちは過去につくってきた森林とどうにか付き合いながら、未来に残す森林をつくらなくてはならない。森林だけではなく、前章で見たとように、資源の開発と利用にかかわるインフラ整備は、投資や人口呼び込みを通じて、その土地の未来を決めていく。

1 環境国家のはじまり

過去の開発が未来に大きく影響するとしても、その「過去」から学ぶにはどこまでさかのばればよいか。さかのぼるほどに、現在との接点が薄く見えにくくなるような気がする。たとえば日本の森林史に金字塔を打ち立てた日本近世史家コンラッド・タットマンによる『日本人はどのように森をつくってきたのか』¹は、江戸時代の徳川という統治者の意志によって周到な計画と管理の徹底が図られたことで、荒廃していた森林は徳川時代の中期には見事な回復を見せた(タットマン198)。ただし、現代の後発諸国への示唆を導き出した本書の立場からすれば、グローバル化が射程にない徳川時代の教訓をそのまま採用するわけにはいかない。

筆者は、アジアの資源管理の歴史を見る適切な出発点が一九世紀後半の近代化の開始時点にあると考えている。一九世紀後半は、グローバル化の初期段階として西歐式の制度や技術が大規模に持ち込まれた時期であり、資源開発の規模や生産の体制も一気に拡大して、その後の時代の基調となる構造がつくられた時期でもあった。本章が近代化に差しかかった時代の日本とタイ王国(一九三九年まではシヤム)を比較するのは、これが理由である。なぜこの二国を取り上げるのかについては次節で詳しく説明する。

問題は、歴史を参照する動機である。近代化の時代の遺制がそのまま今に残るわけではない以上、一連の変化の中でどれを重要なものとして描き出すかの軸を打ち立てなくてはならない。筆者が注目するのは、地域住民の包摂と排除という視点である。それは本書で定義するところの「反転」が、現場の人々を資源から遠ざけたり、負担を押しつけたりとといった「排除」の側面を含むからである。

第3章 包摂と排除

——初期環境国家の形成過程

環境国家は天然資源に対する国家的介入にその端緒を見出すことができる。本章では直接的な植民地化を免れながら近代化を成し遂げたアジアの国家である日本とシヤム(現在のタイ)に着目し、国家の周辺部分に存在する天然資源が中心経済へと編入される過程で、国家と社会の関係がどのように規定されたのかを探る。二つの国で対照的であった地域住民の扱いはその後の環境国家の成立過程に予期せぬ影響を与えた。

頻発する土砂災害や獣害問題、花粉アレルギーなど、日本では聴衆の関心を森林へと向けるニュースが絶えず報じられている。恵み多き森林が荒廃して、人間に思わぬ負荷をかけてくるとしても、森林をつくりなおすには長い時間がかかる。私たちは過去につくってきた森林とどうにか付き合いながら、未来に残す森林をつくらなくてはならない。森林だけではなく、前章で見たとように、資源の開発と利用にかかわるインフラ整備は、投資や人口の呼び込みを通じて、その土地の未来を決めていく。

1 環境国家のはじまり

過去の開発が未来に大きく影響するとしても、その「過去」から学ぶにはどこまでさかのばればよいか。さかのほるほどに、現在との接点が薄く見えにくくなるような気がする。たとえば日本の森林史に金字塔を打ち立てた日本近世史家コンラッド・タットマンによる『日本人はどのように森をつくってきたのか』¹⁾は、江戸時代の徳川という統治者の意志によって周到な計画と管理の徹底が図られたことで、荒廃していた森林は徳川時代中期には見事な回復を見せた(タットマン198)。ただし、現代の後発諸国への示唆を導き出した本書の立場からすれば、グローバル化が射程にない徳川時代の教訓をそのまま採用するわけにはいかない。

筆者は、アジアの資源管理の歴史を見る適切な出発点が一九世紀後半の近代化の開始時点にあると考えている。一九世紀後半は、グローバル化の初期段階として西歐式の制度や技術が大規模に持ち込まれた時期であり、資源開発の規模や生産の体制も一気に拡大して、その後の時代の基調となる構造がつくられた時期でもあった。本章が近代化に差しかかった時代の日本とタイ王国(一九三九年まではシヤム)を比較するのは、これが理由である。なぜこの二国を取り上げるのかについては次節で詳しく説明する。

問題は、歴史を参照する動機である。近代化の時代の遺制がそのまま今に残るわけではない以上、一連の変化の中でどれを重要なものとして描き出すかの軸を打ち立てなくてはならない。筆者が注目するのは、地域住民の包摂と排除という視点である。それは本書で定義するところの「反転」が、現場の人々を資源から遠ざけたり、負担を押しつけたりとといった「排除」の側面を含むからである。

2 なぜ日本とシヤムを較べるのか

日本とシヤムはいずれも一九世紀中ごろから急速な国家主導の近代化に着手した国である。それは迫りくる西欧列強による植民地化から免れるために「急速」でなくてはならなかった。両国の置かれていた政治的状况は、次の三点において共通していた。第一に、両国の近代化が西欧的な近代技術を採用することとどまらず、地方勢力の台頭をけん制し、中央集権的な国家体制の確立を志向していたこと。第二に、両国とも近代化を通じて直接的な植民地化を免れることに成功したゆえに、本章で見る鉱山や森林開発の現場で、国家と社会の關係に伝統的な部分が多く残存していたこと。第三に、急速な近代化を推進する手段として自らを外国との貿易に開放し、多大な費用を負担してお雇い外国人を政府の中核に迎え入れたこと^①である。

日本もシヤムも、地方ごとの自治に多くを任せた政治状況と内部に大きな身分格差を抱えた統治体制から近代化を開始した。天然資源の中央集権的な管理は、この過程で両国が特に力を入れた政策であったが、その理由は全く異なっていた。そこで本章で問いたいののは、近代化開始初期のシヤムと日本で、なぜ歳入上の貢献が少ない天然資源が国家管理の対象になったのか、である。近代国家形成のかなり初期の段階で資源管理を担う部局が双方の国の中央政府に設置されたことは、両国が早い段階から天然資源の統治に高い関心をもっていたことの証左である。

植民地時代における統治の大きな動機づけが歳入の確保にあったことは、東南アジア経済史の文献でも指摘されている(Boon 2007)。しかし、明治時代はじめの日本では地代と酒税が歳入の八割を占めていたし、シヤムでも森林や錫などの天然資源が税収に占める割合は五%程度に過ぎなかった(宮田 2011: 117)。ラーニ二世(在位一八〇九―一四)時代における錫貿易からの収入が歳入に占める割合はわずかに〇・二%で、錫、鉄、チークによる収益の総計はラーニ四世期(在位一八五一―六八)になっても歳入の〇・七%に過ぎなかった(Gray 1934: 231―32)。こうした統計の信頼性を疑うことも可能であるが、それを勘案しても農業部門を除いた天然資源が経済全体に占める比重は確かに小さかったといえる。そうだとすれば、近代以降の政府の中央集権化への動機づけは財源以外の側面に求めなくてはならない。

言うまでもなく両国には明確な前提条件の違いがあり、安易な比較はできない。すでに植民地化されていた近隣国と国境を接していたシヤムに対して、日本が島国として外国から隔離されていた点は地政学的に重要である。またシヤムの人口密度は日本のそれに比べて圧倒的に低く、そのことは土地や資源の利用にかかる圧力の大きな違いを生み出していた。加えて、近代化に先立つ民度と社会基盤整備の水準という点でも、ほとんどの国民が識字能力をもち、江戸幕府による参勤交代制度の成熟によって道路と通信手段が整備されていた日本はシヤムよりも好条件で近代化を開始したといえよう。これに対してシヤム王室の地方に関する知識や辺境民との連絡手段は非常に限られていた(Bunge 1977)。

この改革で政府は主たる税源を田畑に求めたが、日本各地に点在する主要な鉱山も、近代化に必要な不可欠な資源として中央政府に収用された。特に重要視された金、銀、銅は、新政府の財源として期待されただけでなく、金納制への移行にともなう一律な通貨システムの確立に不可欠とみなされた

税負担を目指した点である。それは、それまで税が免除されていた都市住民と山林所有者をも課税の対象にすることで、より平等な負担を求めた点である。新たに発行された地券は、所有者と所在地だけでなく、その土地の貨幣価値を表示し、貨幣価値はそれまで禁止されていた土地の売買を前提に評価された。地租改正が画期的であったのは、それまで米を中心とする物納を原則としていた税が、所有地の査定に基づき金納としてかわった。税額は、その土地が生み出すと期待される利潤の3%と一律に定められた。八七三(明治六)年に施行された地租改正は、それまで藩ごとの自治を尊重して組み立てられていた

明治政府が導入した抜本的改革の中で、本書の趣旨に照らして最も重要なのは地租改正である。一七三(明治六)年に施行された地租改正は、それまで藩ごとの自治を尊重して組み立てられていた資源統治の構造を、土地の所有者個人と国家の契約関係に基づき中央集権的な構造へと転換させる大胆な試みであった。それだけではない。それまで米を中心とする物納を原則としていた税が、所有地の査定に基づき金納としてかわった。税額は、その土地が生み出すと期待される利潤の3%と一律に定められた。八七三(明治六)年に施行された地租改正は、それまで藩ごとの自治を尊重して組み立てられていた

明治政府が導入した抜本的改革の中で、本書の趣旨に照らして最も重要なのは地租改正である。一七三(明治六)年に施行された地租改正は、それまで藩ごとの自治を尊重して組み立てられていた資源統治の構造を、土地の所有者個人と国家の契約関係に基づき中央集権的な構造へと転換させる大胆な試みであった。それだけではない。それまで米を中心とする物納を原則としていた税が、所有地の査定に基づき金納としてかわった。税額は、その土地が生み出すと期待される利潤の3%と一律に定められた。八七三(明治六)年に施行された地租改正は、それまで藩ごとの自治を尊重して組み立てられていた

ち、これによって資源をめぐる人と人の関係も大きな変貌をとげたのである。この範囲の土地に縛られ、移動の自由を制限されていた。明治維新は、こうした封建体制に終止符を打ち、これによって資源をめぐる人と人の関係も大きな変貌をとげたのである。

として明治維新の以前から中心的な関心事であった。森林や水、鉱物その他、各藩の領地にある資源利用の規則は、それぞれの藩ごとに決められていた。税と労役の主たる提供者であった農民は、一定の範囲の土地に縛られ、移動の自由を制限されていた。明治維新は、こうした封建体制に終止符を打ち、これによって資源をめぐる人と人の関係も大きな変貌をとげたのである。

として明治維新の以前から中心的な関心事であった。森林や水、鉱物その他、各藩の領地にある資源利用の規則は、それぞれの藩ごとに決められていた。税と労役の主たる提供者であった農民は、一定の範囲の土地に縛られ、移動の自由を制限されていた。明治維新は、こうした封建体制に終止符を打ち、これによって資源をめぐる人と人の関係も大きな変貌をとげたのである。

として明治維新の以前から中心的な関心事であった。森林や水、鉱物その他、各藩の領地にある資源利用の規則は、それぞれの藩ごとに決められていた。税と労役の主たる提供者であった農民は、一定の範囲の土地に縛られ、移動の自由を制限されていた。明治維新は、こうした封建体制に終止符を打ち、これによって資源をめぐる人と人の関係も大きな変貌をとげたのである。

として明治維新の以前から中心的な関心事であった。森林や水、鉱物その他、各藩の領地にある資源利用の規則は、それぞれの藩ごとに決められていた。税と労役の主たる提供者であった農民は、一定の範囲の土地に縛られ、移動の自由を制限されていた。明治維新は、こうした封建体制に終止符を打ち、これによって資源をめぐる人と人の関係も大きな変貌をとげたのである。

として明治維新の以前から中心的な関心事であった。森林や水、鉱物その他、各藩の領地にある資源利用の規則は、それぞれの藩ごとに決められていた。税と労役の主たる提供者であった農民は、一定の範囲の土地に縛られ、移動の自由を制限されていた。明治維新は、こうした封建体制に終止符を打ち、これによって資源をめぐる人と人の関係も大きな変貌をとげたのである。

として明治維新の以前から中心的な関心事であった。森林や水、鉱物その他、各藩の領地にある資源利用の規則は、それぞれの藩ごとに決められていた。税と労役の主たる提供者であった農民は、一定の範囲の土地に縛られ、移動の自由を制限されていた。明治維新は、こうした封建体制に終止符を打ち、これによって資源をめぐる人と人の関係も大きな変貌をとげたのである。

3 日本における包摂的な集権化

明治日本における地租改正とその影響

国土狭隘という自己意識に強く縛られてきた日本において、天然資源の管理は各地の地方領主に

こうした基礎条件の違いはあったものの、両国が目指す方向性には似た側面があった。それまで各地の地方領主がそれぞれの地域を治める分権的な政治体制であった国を中央政府に一元化するといふ、統治機構の大きな転換を同じ時期に経験したという点である。両国の中央政府にとって特に重要な課題だったのは、地方に豊かに存在する天然資源と、その周辺に暮らす人々をどのようにして中央集権国家に編入していくかという点であった。

しかし、その後、この二国がたどった道のりは対照的である。世界も驚く高度経済成長を上げ、まもなく公害の時代を迎えた日本では、国家と地域住民、そして企業の間で深刻な溝が残ったものの、総じて地域住民を包摂しながら環境国家がつくられた。これに対してシヤムから国名を変更したタイでは地域住民に対する高圧的・排他的な力の中で環境資源政策が展開された。この違いの起源を一九世紀の体制転換期に求めて説明することは「反転」の歴史の契機の特定にもつながるに違いない。

(通商産業省編196: 7)。近代的な機械や設備の多くが輸入によってしか手に入らなかった当時、銅や石炭は外貨を稼ぎ出す輸出品としても重要な位置を占めた³⁾。

ところで地租改正がもたらした影響の中でも見過ごされがちなのが、森林への影響である。税収への貢献はとるに足らないものであったとはいえ、面積にして国土の約七割を森林地が占めている日本にとって、森林への国家介入は農民に二つの角度から大きな影響を与えた。第一に、当時の農業では田畑に投入される肥料の大部分が森林の下草からもたらされてきたため、森林管理主体の変更によってその利用を制限されることは、農民にとっては死活問題であった。田畑に敷き込み、地中で腐らせて利用する刈敷などに用いる草木や落ち葉などを得るための林野は、田畑面積の約一〇倍は必要であった(高柳2017)。

第二に、地租改正は、国有地と私有地の区別を明確にすることを求めたが、その結果、森林地を中心にどちらにも区分できないあいまいな土地が多数生じ、これが入会争議に発展してさまざまな対立の温床となった。田畑に隣接する多くの森林は、入会林として部落共有で慣習的に管理されており、国有か個人有への厳格な区分には馴染まなかつたのである。「入会林」とは、農民が農用資材や生活資材を採取するために共同で利用する、山林・原野にある林のことである。ここでは、資源の採取が許される期間、採取によってよい道具、採取してよい量の制限が村人相互にかけられており、総じて森を維持する社会制度として機能していた(太田2011: 99-1)。

賃国が長く続いた日本では、森林産物の市場が開拓されておらず、森林は長期的な投資の対象と見放すことになる。なぜ政府はただちに森林の多くを民間に払い下げた政策に打って出たのか。森林の払い下げは、国有林の多くに対する管理能力不足を政府自身が認めていたことの表れであった。有効活用できない森林を保有するよりも、それを民間に放出して現金化した方が得策であると政府は考えたのである。所有地の境界線が比較的明確な田畑とは異なり、森林は地域に応じた慣習の多様性と地形的な条件、生産物の違いなどによって一対一の所有関係を確立することが困難である。とりわけ荒廃した森林の払い下げは、売上金を直接国庫に入れるための手段であったと同時に、所有者の労働意欲を高めて課税対象地を拡張していく狙いを含んでいた。しかし、結果から見ると地租改正はとりわけ農村部で経済格差を拡大しただけでなく、資源をめぐる人々の対立を激化させ、過剰開発による資源の荒廃を促した。実際に払い下げの恩恵を受けることができたのは、有産者である地主層に限られていたからである。官有林への編入によって入会林の利用を阻まれた農民の数は、一八七九

(明治二三年の九万九千人から一八八(明治一三)年には一八〇万人に膨れ上がり、各地で激高した農民による放火や盗伐が横行した(林業発達史調査会198: 2))。頻発した反乱や暴動に耐えかねた政府は、やがて山林の私有化政策を撤回することになる。

そう簡単に切り換えることはできない。農民たちは土地の権利を守るために各地で国家への抵抗を繰り出した(福島2020)。抵抗の多くは権力に対してあからさまな暴力で立ち向かうのではなく、森林の「不法伐採」や放火などのかたちをとって、森林劣化をさらに加速する要因になった。明治政府による弾引な森林伐収に業を煮やした村人たちは、万一のときのために犠牲となつて捕まる村人をあらかじめ決めておいて、残された家族を村で支える約束をしながら夜中に盗役に入るといった巧みな実力行使に訴えた。焼けた樹木が村人に払い下げられることを期待しての官有林への放火、あるいは官有林での山火事をあえて傍観し、消火活動に協力しないという抵抗戦略も各地で展開された。農民たちによる一連の抵抗を研究した民法学者の小林三衛は、こうした抵抗の経験を通じて農民の権利意識が高められたとの重要な指摘をしている(小林2008)。

このようにして水面下で展開される「弱者の武器」の一つは、統治者から見ればストレス要因にはなつても、ただちに体制をゆるがす脅威にはならないであろう。しかし、それらがまとまりをもち累積してくと、税金や兵力など統治に必要な諸資源を集めることに支障が出てくる。日常的な抵抗は、決定的なパンチにならなくても、じわじわと相手の選択肢を狭めていくボダイゾーのような効果をもつ。農民による盗伐や放火といった日常的な抵抗は日本各地で組織的に行われるようになり、政府による「上からの管理」の限界を露呈する役割を果たした。

入会地の没収に対する農民の抵抗に耐えかねた山林局は、国有林を管理するための人員確保の観点からも、発足当初の排他的な森林管理を改めざるをえなくなった。農民たちのニーズを一定程度満足

山林局の設置と農民の抵抗

政府はこうした急激な政策転換の余波、特に資源状況の劣化に対して中央で統制をかけるために、一八七九(明治一二)年に内務省の中に山林局を設置する。内務省は工部省と並んで、国内統治だけでなく近代化を進めるための明治政府の中心機関であった。山林局の設置に大きな役割を果たしたのは明治維新の立役者の一人、大久保利通(一八三〇―一八七八)である。彼は内治の改善を外交に優先して強調した人物であった。森林保護を近代化に不可欠な要素として重視した大久保は、山林局設置の建議の中で「山林ヲ保護スルハ國家經濟ノ要旨タルノ識」とし、水源の保全を含めた森林の生態学的な機能と、道路や造船など国家的諸要請との関係を指し示し、両者を調整する必要性を唱えた⁵⁾。

森林の中央集権化は、森林の管理それ自体をこえる大きな影響力をもった。学校、病院、橋、鉄道、枕木、船などを造るための材料のほとんどは、いまや国有林から供給されるようになり、こうした木材を用いるためには国の許可が必要になったのである(西尾2008: 22)。それだけではなく、ツツシ林業の導入によつて、森林に関する地域の伝統的な知識は背景に追いやられた。所有権の明確化という中央集権的な事業は、村人たちが各地でつくり上げてきた慣習的な資源管理の仕組みを否定し、近代的な所有制度に置き換えたのである(丹羽2009)。薪炭に依存した産業用燃料の採取と、急速な開発にともなう建築材の需要増は森林伐採を加速し、国土の半分以上を占める日本の山を急激に荒廃へと向かわせた(大田2012: 121)。

森林の大きな部分が制度的に国家の管理下に入ったからといって、森林に重く依存した農業形態を

させながら、労働力の提供を動機づける方向へと政策転換したのである(荻野199)。たとえば一八九七(明治三〇)年の森林法の制定を皮切りに、国有林の周辺に暮らす農民の不満を解消するための「地元施設」と呼ばれる施策がある。国有林における新や放牧地の提供、肥料など生活資源の自由採取と引き換えに、森林管理の役割提供を求めるのが地元施設の仕組みであった。こうした地元施設のほとんどは一定面積の森林管理を地元民に任せる「委託林」の形式をとって拡大の一途をたどり、一九二六(大正一五)年には全国で三〇か所、面積にして四万ha以上の国有林が人々に「委託」された(菊間198: 479-608)。たとえば秋田では地元施設である委託林が国有林面積に占める割合は一九三七(昭和一二)年の段階で七割に及んだ(菊間198: 492)。委託林の制度は、非木材林産物を事前契約の上で買い取るという過去の政策が機能していなくなかったことへの反省に立脚していた(松波192: 228)。この時期、科学的な知見を重視し、森林の永續的利用を目指すドイツ林学の考え方に基づいて、それまでの一方的で抑圧的な政策からの転換が図られたのである(荻野198: 273)。

地元施設という政策ツールは、決して農民の生活水準の向上を目指して実施されたわけではなく、盗伐や山火事の監視など国有林の維持保全を住民に分担させることにその狙いがあった。しかし、結果として国家と社会が交渉する余地がそこに生まれたことは注目すべきである。一九〇七(明治四〇)年に施行された改正森林法に基づく行政主導の森林組合の創設も、こうした住民包摂的政策の一つである。農商務省の行政指導に基づいて全国でつくられた森林組合は、私有林の適正管理のために振興されたものであった(松波192: 189)。政府は、枝打ちや間引き、植林、土壌保全のための工事

鉱物資源の国家統制

といった組合の活動を支援するために低金利の貸付を行った。一連の流れには、警察権力による監視に頼る資源管理から資源育成の誘引に基づく政策への転換を読み取ることができる(林業発達史調査会199: 84)。こうした地元住民への森林開放は、その狙いがどこにあったかとはともかくとして、結果として国土の森林被覆率を高めることに貢献した(斎藤2014)。

次に鉱物の方を見てもよい。日本には近代をはるかにさかのぼる鉱物資源開発の長い伝統がある。金、銀、銅の採掘と精錬の実績は遅くとも九世紀から確認できる。明治維新以前まで、他の資源と同様のように鉱山の管理も各藩に任されていた。維新後、すべての鉱山はいったん政府の集中管理の下に置かれ、政府の許可がなければ採掘できない仕組みになった。これに法的な根拠を与えたのは一八七三(明治六)年の日本坑法である。この法律は、地主の所有権が地下資源にまで及ばないことを明確にした点で大きな意味をもった。行政が鉱山の接収にこまめで熱心であったのは、金納制への移行にもなる統一通貨鑄造のために大量の金属が必要だったからである。外貨獲得のために輸出品として重要であった石炭や銅の採掘にいつその力を入れることも不可欠と考えられた。

一八八六(明治一九)年三月に農商務省鉱山局が設立されて鉱山行政が近代化の装いを整えるまで、鉱山管理に関する制度は紆余曲折を経た。政府は維新当初、大阪で主要な輸出品である銅の一括管理を目指した。大きな初期投資を要する鉱山の開発にあたり、政府は当初大蔵省の下に鉱山行政を

位置づけていた。その後、鉱山行政は農商務省、民部省、工部省、そして最終的に一八八六(明治一九)年に再び農商務省に落ち着くまでに、さまざまな省を転々とする。さらに、中央による統制の試行錯誤にもかかわらず生産量は期待した通りに伸びず、お雇い外国人の雇用費用もかさむようになつたために、政府は一八八四(明治一七)年を画期として主要な官営鉱山の払い下げに乗り出すのである。一方で、各地に散らばる鉱山の現場では不況と劣悪な労働条件に憤慨した労働者たちが暴動を起すようになり、一九〇七(明治四〇)年には社会不安がピークを迎える。足尾や別子では労働者の暴動が相次ぎ、操業停止に追い込まれる鉱山が相次いだ。政府はこれに実力で対抗し、警察力での封じ込めを図つた(通商産業省編 26: 36)。一八六九(明治二年)から九〇(明治三三年)にかけて実施された大規模ストライキの総数七一件のうち、四割に上る二八件までが鉱山を現場にしたものだったことは、人為的な災害にみまわれやすい労働者の劣悪な実情を反映したものと見てよい(佐々木 191: 232)。近代化の初期段階における鉱山労働者の大部分は農民であつたために、農閑期にしか労働供給がなく、過酷な労働条件も手伝つて鉱山に人手を集めることは容易ではなかつた。また、過酷な鉱山労働を引き受ける非熟練労働者の多くが、いわゆる土農工商の外にいる最下層の人々であつたことも、政府の労務管理政策に影響している(26: 198)。三池炭鉱などで囚人や朝鮮人の強制労働が用いられるようになったのは、農繁期にも安定した労働力を調達するための苦肉の策であつたといえよう。政府による鉱山開発を軸とした工業化の追求は、熟練労働力の確保という壁にぶつかつたわけである。

すでに指摘したように、鉱山開発の伝統が長い日本において、都市近郊の鉱山は明治の段階でほとんど採掘されつくしていた。鉱物資源はより地層深く、より奥地に求められるようになった。この事実が必要とされる労働力の性質を規定した。江戸時代にも囚人が鉱山労働に動員されることはあつたが、彼らの仕事は排水や運搬といった肉体労働に限定されてきた。製錬や選鉱の作業は技術の熟練を必要としたからである。しかし、明治維新後の西洋技術の導入と機械化により、それまで人力に依存していた排水の作業が自動化された。その結果、囚人は掘削や深い坑道での運搬など機械が及ばない、より条件の劣悪な作業に振り向けられるようになった。明治末期から戦後にかけて福岡県筑豊各地の炭鉱で働いた山本兵衛(一八九二―一九八四)は当時の炭鉱の様子を墨や水彩で生き生きと描き出し、「ヤマ」の暮らしの貴重な記録を残している(図3-1)。

こうした過酷な環境における劣悪な労働条件を初めて公に告発したのは、明治から大正期にかけて活躍したジャーナリスト、松岡好一(一八六五―一九二二)である。松岡は一八八八(明治二一年)に九州肥前の上三斐高島炭鉱を視察して、その惨状を雑誌『日本人』に発表して大きな反響を呼んだ。松岡の告発が契機となつて政府は鉱山労働者の状態に関する本格的な調査を行う。その帰結の一つは、労働者の健康や基本的権利の保護について初めて言及した一八九〇(明治三三年)の鉱業条例の制定であつた。この法律は、プロイセンの鉱山法(一八六五)を参考につくられた。

ここで注目すべきは、鉱山における労働者保護の規則が一九一一(明治四四年)年の工場法に二〇年も先んじて制定されたことである。もちろん、これをもって日本政府が末端の労働者に対してより温

南部の錫、北部の森林
一九世紀後半までのシヤムは、江戸期までの日本がそうであったように、チャオと呼ばれる地方領主がそれぞれの領地を管理する統治体制をとっていた。地域の人々は、雑役と税の納入と引き換えに、地方領主による保護を受け、土地の使用権を認められていた (Gunn 1989)。特に、商品価値の高いチーク林が密集する北部地域と、工業原料として欠かせなかつた錫が集中する南部地域では、地方領主がこれらの資源の管理を厳格に行っていた。つまり、近代化による資源の中央集権的な管理は、中央政府が資源を介して間接的に地方領主を管理下に収めるといふ大変革を意味していたのである。

4 シヤムにおける排他的な集権化

の充実は、特定の人々を排除して抑え込むのではなく、労働者の保護と支援を含めた「生産に向かわせる権力」を強化し、国家の力を周辺地域と社会階層の末端にまで浸透させる効果をもった。政府への定期的な報告義務を課せられた各鉱山では、労働者の厳格な管理が進み、行政の提供するサービスを通じて国家に依存する人々が徐々に生み出されていったのである。このような日本の軌跡に比べて、同じ時期に近代化を開始したシヤムは、これから見ると非常に大きく異なる資源管理の制度を形成していった。

ここまでの話を要約しよう。日本では明治維新以降、中央集権化と民営化という急激な政策転換が立て続けに生じていた。一連の転換は、農民や労働者による度重なる争議や抵抗を警察力と中央集権的な資源管理で抑え込むことの限界を、政府自らが認識しはじめたことの影響である。逆にいえば、資源の豊かな地方では行政と人々との交渉する余地が大きく開かれていたことを意味する。他方で、鉱業法や森林法

情的であったと解釈するのは早計である。むしろ過酷な労働条件ゆえの労働者の離反や労働放棄を抑制する狙いが政府にあったと考えるべきであろう。とりわけ留学を通じて西洋における工業化の弊害をいち早く学び取っていた内務官僚たちは、労働者との係争が激化する前にその予防を画策していたと考えてよい (Gunn 1987: 22)。



図 3-1 昭和初期までの坑内労働の様子 (山本作兵衛画)
出典) 田川市石炭・歴史博物館、田川市美術館編 (2008) 『山本作兵衛の世界
——炭坑(ヤブ)の語り部: 584の物語』。

一九世紀シヤムの錫は王室による独占的な輸出品に指定されていたものの、実態としては南部地域の少數の華人資本の支配下であり、彼らは県知事とも密接な関係をもつて地域一帯に大きな影響をもつていた (Zings 199)。中国と英国の企業が主に関与した錫開発は領土問題をほとんど引き起こさなかったが、北部のチークは領土問題と密接に関係していた。この点について同時代の観察者マコーリーの次の描写は、当時の政府にとっての中心課題が木材の伐採そのものではなく、国内外に影響する統治の問題であったことを示している。

一九世紀シヤムの錫は王室による独占的な輸出品に指定されていたものの、実態としては南部地域の少數の華人資本の支配下であり、彼らは県知事とも密接な関係をもつて地域一帯に大きな影響をもつていた (Zings 199)。中国と英国の企業が主に関与した錫開発は領土問題をほとんど引き起こさなかったが、北部のチークは領土問題と密接に関係していた。この点について同時代の観察者マコーリーの次の描写は、当時の政府にとっての中心課題が木材の伐採そのものではなく、国内外に影響する統治の問題であったことを示している。

豊富な土地と稀少な労働力という条件下にあったシヤムにおいて、二〇世紀初頭までの政府の天然資源管理への関心は英国の動きに強く影響されていた。英国が関心をもつていた北部のチークと南部の錫に対しては、地方領主が外国の企業等に伐採・採掘権を直接付与して、中央の統制はまだ及んでいなかったからである。当時の錫は、製織業から電気機械や兵器の製作、食料保存用の缶詰製造に至る多方面で重宝された金属であり、とりわけ鉄の廢食予防に広く用いられていた。ヨーロッパでいち早く稀少化した錫は、東南アジアのマレー半島に多く存在し、一八六〇年代以降にこの地域へのヨーロッパ企業の進出を動機づけた (Ross 2014)。

金納へと変革したように、シヤムも税収を通貨に立脚した統一的なものにしようとしたのである³⁾。この変革の基礎となる土地の登記は一九〇八年の地券法を契機に始まったが、その対象は地代を生み出す水田の存する平野部に限定された (Ingab 191: 6)。山林に対する国家の関心は平地の水田に比べ

て圧倒的に遅れていたのである。

豊富な土地と稀少な労働力という条件下にあったシヤムにおいて、二〇世紀初頭までの政府の天然資源管理への関心は英国の動きに強く影響されていた。英国が関心をもつていた北部のチークと南部の錫に対しては、地方領主が外国の企業等に伐採・採掘権を直接付与して、中央の統制はまだ及んでいなかったからである。当時の錫は、製織業から電気機械や兵器の製作、食料保存用の缶詰製造に至る多方面で重宝された金属であり、とりわけ鉄の廢食予防に広く用いられていた。ヨーロッパでいち早く稀少化した錫は、東南アジアのマレー半島に多く存在し、一八六〇年代以降にこの地域へのヨーロッパ企業の進出を動機づけた (Ross 2014)。

このように国内体制に大きな影響を与えたのが、シヤムを取り巻く国際関係であった。自由貿易の拡大を企図した英国は一八五五年にシヤムとの間にバウリング条約を締結した。これは関税を低く固定し、英国の治外法権やシヤム領土内における土地所有権を認める不平等条約であった。このように西から英国、さらに東から仏国が迫るなか、シヤム政府にとって地方資源の管理は重要な外交懸案であった。政府は地方の領主を介した統治体制を改め、統一的な税制に立脚した中央集権的な官僚制の確立を急ぐことで西欧の植民地勢力に対抗しようとする。

日本と比較して人口密度が低く、労働力が稀少であったシヤムでは、政府による労働者の管理が何より重要であった。それゆえ、シヤムでは人頭税を軸に労働力としての人の所有にかかわる制度の整備が進んでいたのに対して、土地の所有にかかわる制度の整備は著しく立ち遅れていた (Zings 199)。シヤムの天然資源が十全に活用されていない理由を労働力の相対的な不足に見た同時代の論者もいた (Zings 194: 11)。債務返済などを理由にした人間の売り買いは一九世紀末頃まで頻繁に行われ、特に少数民族を標的にした奴隷狩りは多発していた。一九世紀半ばにおける奴隷の数は全労働者人口の四分の一から三分の一を占めていたという (Thongon 1947: 214)。

こうしたなかで、ラーマ五世 (在位一八六八―一九一〇) が手がけた行政改革の一つは、労働力に立脚した経済から、税収に立脚した国家への統治体制の転換であり、それによって地方領主の勢力を抑え、中央集権体制を確立することであった (Zey 1989: 291)。日本がその税収システムを物納から

増大する木材貿易の重要性が、シヤム政府による北部支配を動機づけていたことは間違いない。シヤム北部のラオ諸國を傘下に収めることに基本があつたことは疑いえないが、その手続きは地方領主を怒らせないように徐々に進められた。こうして最終的には、シヤムの北部はすべて中央政府の手中に接収されたのである。

天然資源の一部は、開発の対象とみなされる以前から、国境線の役割を果たすことで国土の成立に重要な機能を果たしてきた (Thailand 1994)。測量に基づく地図が未発達だった近代以前のシヤムにおいてさえ、英國が関心をもつ木材と鉱物資源の所在地だけは例外的に明確な境界線が設けられていた (Thailand 1994: 65, 73)。中央政府を資源統治に衝き動かしたのは、チークや錫の商品価値そのものより、それらの地政学的な価値なのであつた。

一八九一年の王室鉱山・地質局(後の鉱山局)の設立に、こうした地方勢力を牽制して中央の統制を強める目的があつたとしても不思議ではない。後に局長になる二人の外国人顧問(ドイツ人と英國人)は一八九一年に鉱山法を起草し、鉱山産業における規制の骨格をつくつた。最初の鉱山局長になる英國の地質学者H・スミスは、自叙伝『シヤムでの五年間 (Five Years in Siam)』の中で「探掘権が付与されている鉱区は複数あつたが、地代の支払いや作業は何も行われていない。コンセッションのほとんどは探掘目的であつた」と鉱山行政の実質的な不在を嘆いていた (Gray 1898: 33)。

ラーマ五世が政府による探掘権の許認可制度を導入した背景には、鉱山会社、知事、中央政府との間の係争が絶えない無秩序な状況があつた (Thailand 1992)。新たに設置された鉱山局とつての最初の仕事は、地質調査を行い、税収を安定化させるために鉱山関連法を整備することであつた。欧州から導入された地質調査法や地籍図の作成手法は、効率的な資源開発のためだけでなく、中央集権的な國家をつくるための基礎にもなつたのである (Thailand 1994: 27)。

鉱山における主要な労働力は、華人の移民たちであつた (Thailand 1971: 210)。労働条件は過酷で高賃金を維持することは労働者を確保するために不可欠な措置であつた (Gray 1971: 110)。小規模の華人系企業は一〇一六%のロイヤルティを政府に納めることになつていた (Thailand 1971: 8)。華人移民らの鉱物に対する知識は卓越しており、彼らは探掘にかかわる重要な知識とノウハウを秘匿して将来的な資源開発上の優位を確保しようとした (Thailand 1992: 22)。政府が自国内で鉱山専門家を養成し、華人労働者を自国民労働者で置き換えるようになったのは、一九三〇年代以降ナショナルリズムの機運が高揚してからである (Thailand 1992)。このように南部の錫開拓は経済的な「飛び地」で行われ、探掘権リースという行政との間接的なつながりがあつたとはいえ、実質的には華人系列によつて牛耳られていた。

一方、北部に豊かに存在した森林の方は、ビルマから触手を伸ばしてきた英國の勢力から大きな影響を受けることになる。一八九六年に設立された王室森林局の初代局長のH・スミスはビルマで林業経営の経験を積んだ英國人で、一九〇一年まで局長としてシヤム林政の礎を築いた。ビルマにおけるチークの枯渇と拡大する英國の勢力は、シヤム政府に森林管理を通じた中央集権化を急がせること

降、地域住民、特に山地で焼畑移動耕作を営む人々は森林の持続的管理の障害であるという認識が広く政策関係者の間に定着し、国家が資源管理の独占の主体として立ち現れることになった。慣習的な森林利用権が正式なかたちで認められることはなかったのである (Pels and Vandergest 2001: 778)³⁾。この時期に形成された森林をめぐる国家と社会の対抗関係は現代に至るまで長く尾を引くことになる。国家が国境沿いに存在する森林を保護しようとする動きは、森林保全そのものに動機づけられていたとは限らない。タリ研究者の北原淳が一次史料に基づいて明らかにしたように、シヤムでは一九一〇年代に外国人資本家による大規模な土地の占有が各地で生じたのをきっかけに、国家が独占できる「公共地」を定めて外国資本から国土を防衛するための制度が整っていった (北原2012)。これに逆行して資源の枯渇に関する自覚が政府の中に芽生えるようになり、その予防策としての国家による囲い込みが制度化されていった (北原2012: 339)。こうした国有化の動きが、資源の所在地にある地域社会と国家との関係に影響を与えたことは確かだろう。すでに見たように、シヤムの国家にとって重要な錫やチーク林といった天然資源は北部と南部の国境近くに偏在しており、そこは国家統一の障害にもなりうる多民族が居住する地域と重なっていたのだ。

森林局は木材資源の確保にとどまらず、流通経路の開拓、奥地における通信や交渉といったコミュニケーションの回路を充実させて国家権力の地方への拡張に貢献した。森林管理をめぐる中央集権化は中央と地方の権限や機能分担の問題にまで及び、首都バンコクがその影響力を地方に伸展させるためのテコとして地方領土の経済基礎を弱体化させる手段になっていったのである。この点について

シヤムにおける環境国家の萌芽

とになる (Baton and Benett 2010)。初期の森林局の中心的な業務は、王室調査局と協力しながら詳細な地図を作成し、伐採権の範囲や伐採可能樹種を明確にして係争の発生を抑制することであった (Sigal 1901)。なかでもスレイドが注力したのは、伐採権の乱発を規制し、六年間は森林の保全育成に努めるという禁欲的な政策であった (Sigal 1901)。一九〇〇年前後の段階で鉱山局と森林局の双方が国家統治の中核機関たる内務省の下にあったことは、天然資源の管理が木材や鉱物そのものの生産をこえて政治的に重要視されていたことの証左である。

「環境国家のあけぼの」という観点から、シヤムの経験で注目すべきは次の二点である。一点目は、西欧の脅威が資源管理の中央集権化を正当化するのに役立てられたということである。マコーリーはこの点について「森林局が設置されてからまもなく、シヤム政府は、中央集権化によるヨーロッパ勢力の統制を大義に地方領土への働きかけを正当化した」と指摘した (Maunley 1934: 60)。二点目は、この時期に資源管理を介して、国家と社会の関係がより明確になったということである。たとえば初代森林局長のスレイドは山地民による農法を「無駄が多い」と批判し、彼らを断固として規制しなければ、政府の手中にあるチーク林の範囲を推計することさえままならないと強調した (Sigal 1901: 7)。伝統的な焼畑移動耕作の正当性は認められず、法律に則って所有や利用の権利主張がなされていない土地はすべて国王、そして森林局の土地になることが明確にされた (Mevichai 1988)。以

両国の環境国家としての軌跡には、以下の二点でも大きな違いが見られる。一点目は、民間と政府の関係である。日本では明治政府が発足当初の全面的な中央集権的な管理を早々に放棄し、国营のモデル事業を限定したうえで、重要な資源を民間へと払い下げる政策へと急転換した。これに対してシマムでは、民間への払い下げではなく、伐採・採掘権の乱発というかたちで資源開発が進み、民間

これまで見たように、シマムの天然資源は単に商品や歳入源と見られていたわけではなく、国家が地域社会にその影響力を浸透させる手段としても重要な機能を果たしていた。だからこそ税源としてさまざまな重みをもたない資源に政府は管理の触手を伸ばそうとしたのである。外国資本の東南アジア進出にともなう伐採権の乱発が招いたシマム北部の森林荒廃は、ラーマ五世の懸案の一つでもあった(Baron de Bering 2010: 75)。それは中央政府による「科学的な管理」を正当化する引き金になった。一方、同じ時期の日本では、資源の稀少化がいつそう深刻な問題になっていた。山林局の設置を建議した大久保利通は、森林保護活動に地域住民を参加させる必要性を訴えたが、これは政府の行政能力の限界を自覚していたからこそであった。一九〇〇(明治三三)年ころから政府が森林組合の設立を奨励したのも、資源基盤の劣化に対して政府だけでは対応しきれないという問題認識の反映であると見てよい。

5 シマムと日本の比較——変わる国家・社会関係

マツコリー¹⁾の次の指摘は変化する情勢の本質を見事に要約している。

建前の上では何世紀の間、中央に抑え込まれていた北部のラオ地方(チェンマイ、ラコン、レ、ナー)の諸侯は、領土管理の実質においてはバンコクからほとんど統制を受けなかった。したがって、現在の諸侯たちの目の黒いうちに旧い支配体制を転覆させることは困難であった。偶然にもシマム政府がラオの国家に支配権を拡張しつつあったとき、諸侯らは高齢に達している者がほとんどであった。H・スライドが登場して森林局を設立した一八九六年は、ちょうどこの時期である。そう考えると、シマム政府が「地方統治の」支配体制を築きはじめたのは、森林局を介して、といえるのであり、この展開はラオ国家を絶対的な支配下に収めたところで完了したのである。

(Macalay 1934: 65)

その後、森林局の主導で拡張を続けた国有林は、各地で森林資源に日常的に依存していた村人たちの係争の焦点となり、政府は苦し紛れの使用権を乱発するというその場しのぎの対応を繰り返すことになる(北原2010)。「禁止と許可」という白黒が明確な規制手段から徐々に、自給目的の林産物採集の容認や地域住民が利用してよい範囲の区画化などへと村人たちへの態度を軟化させたわけだ。しかしそれはあくまで国有林地を占拠した農民人口が膨れ上がったことに対する受身の対策であって、二〇〇〇年代に入るまで、農民たちに国有林地の利用権を認めるという積極的な政策には発展しなかったのである。

企業の強化ではなく政府の統制強化が促された。日本では民営化の過程で財閥が急成長したのに対し、シヤムの資源部門では鉱物資源管理で一部の華人勢力が影響力をもつようになっただけで民間資本は育たなかった。

第二は労働力の扱い方である。日本政府はシヤムに比べると労働者の保護や福祉事業に比較的熱心に取り組んだ。森林部門では、契約によって国以外の者が造林して収益を分け合う部分林という江戸時代からの制度を踏襲し、地域住民が国有林管理に労働力を提供するのと引き換えに、新や下草といった自給用資源の採集を許した。また、鉱山部門では鉱山労働者の権利について積極的に制度を整理しようとした。その一方で、タイで地域のコミュニティーに対する森林の共同利用権が議論されるようになったのは一九八〇年代に入ってからであり、鉱山部門で労働者の保護に関する法制度が整うのは第二次大戦以降のことであった。タイでは近代化の開始以降、一貫して中央政府が独占的な支配体制を築いてきたのである(Shimizu 2003)。

日本の鉱山部門では、近代化の過程で鉱山労働者の組織化が妨げられず、むしろ強化されてきた点は注目値する。仲買人や労働者の仲介役を果たした組織が広範に存在したために、中央政府の労働者保護政策の恩恵は未端まで届いたわけではなかった。こうした現場の実態は、労働搾取の資本家やプロカーを迂回して政府からの直接の保護を受けようとする労働者の運動を喚起しただけでなく、労働者相互ならなる自助組織の発達を促した。鉱山の熟練労働者の間で広く見られた「妻子」と呼ばれる制度はこうした相互扶助組織の例である(松島1998)。この組織は個々の労働者にとって怪

我や病気の際の保険として機能しただけでなく、「渡り」と呼ばれる熟練労働者の移動を保証し、それを通じて技術の伝播を下支えする役割を果たした。埋蔵量にもよるが、鉱山は数年の掘削で枯渇するところも多く、技術を習得する目的で文字通り山から山へと渡り歩く労働者も珍しくなかったという(村串1998)。妻子はそうした渡り者を制度的に支え、移動先できちんと処遇されることを互いに保証しあうシステムだった。リスクヘッジのための相互扶助組織が日本各地で見られたという事実には、熟練労働者がいかに稀少な存在で、その労働環境がいかに過酷であったのかを端的に示している。

シヤムでも、鉱山での操業を牛耳っていた華人労働者が独自の相互扶助組織をつくっていた。しかし、公に認知されていた日本の妻子とは異なり、シヤムの相互扶助組織は当局の介入をかかわすための秘密結社としての性格を帯びていた(Shimizu 1991)。組織的な暴動はときに中央集権的な改革の勢いを弱める効果をもったが、そうした暴動はごく稀で、しばしばバンクワの中央政府による財政的な迎合策に取り込まれることが多かった(Gray 1979)。すでに指摘したように、南部の鉱山地域では華人系財閥が支配的な力をもっており、争議の仲裁なども担っていた。中央政府から見ると、こうした財閥が半島における英国の影響に対する緩衝剤の役割を果たしていたのである(Shimizu 1991: 24)。労働者の権利が法的に整備されるようになるのは一九五六年であり、そこから初めて組織的な労働交渉権が認められるようになった(Gray 1979)。自助組織の形成という点で日本とシヤムの労働者は類似的な道をたどるものの、政府との関係という点では日本でのそれが近い関係であったのに対して、

シヤムでの関係は明らかに遠いものであった。

6 包摂と排除を分けたもの 両国の違いはどこから生まれたか

ほぼ同時期に近代化をスタートさせ、鉱業と林業という二つの天然資源部門を通じて形成された国家・社会関係が、日本とシヤムの両国でかくも異なる性格を帯びるようになったのはなぜだろうか。三つの要因が考えられる。

第一の要因は、一九世紀のシヤムにおける鉱業と林業が、稲作の行われていた中心地から離れた「飛び地」で行われていたことである。山地民と華人労働者に依存した産業形態は、中央政府の直接的な統治の外に置かれていた。このために、中央政府はこうした辺境の労働者の権利保護には無関心で、ナシヨナリズムが高揚した一九二〇年代から三〇年代にかけての時期は特に移民や少数民族への風当たりが強かった(Thompson 1947: 230)。これに対して日本の森林と鉱物利用は、国家の主要な税収源たる農業と密接に関連しており、そのことが資源管理を通じた国家と社会の関係を密なものにした。国家による資源の地元開放が森林被覆率の維持に貢献したのは、それが徳川時代の地元林業家や民間による森林育成の実績に立脚していたからである(斎藤2014: 112)。その一方で労働者の確保が

大きな制約となっていた鉱業部門では、農民にとつて魅力的になるような福祉政策の促進や女子制度などの旧慣の容認が進んだ。

第二の要因は、シヤムでは資源関連部署の長のほとんどが西欧から呼び寄せたお雇い外国人で、彼らは植民地経営の観点から地域社会の伝統よりも効率的な資源開発を優先していたことである。これに対して、日本では西欧文明から学び、国内の制度改革に意欲的だった官僑や外国経験のある政治家の層が厚く、彼らは西欧式の技術や制度の問題点も見抜いていた。そのことは、たとえば内務省の社会派官僑によつて進められた工場労働者の保護に関する諸政策に表れている(Gale 1987: 230)。

第三の要因は、日本では多様な天然資源が長く開発の対象になってきたため、稀少化した資源を最大限に活用するための工夫が随所で行われていたことである。田畑の肥料として森林の下草が欠かせない存在となつていったように、複数の資源の相互依存関係が濃密に構築され、国家・社会関係の基盤となつていった。他方で新たに持ち込まれたシヤムの林業は、商業的な観点に基づく木材の安定獲得に目的が絞られており、鉱物についても錫だけが中心的な開発の対象となつていった。日本では金銀銅に始まり、石炭から鉄に至るまで多様な鉱物に政府の介入が行われていたことに比べると、シヤム政府の鉱物資源への介入は非常に限定されていたといえる。

国家が周辺社会へと浸透した程度の違いは、単なる行政能力の差と見るべきではない。シヤムと日本の比較からわかるのは、国家権力の浸透度は行政単独で規定されるのではなく、社会との関係の中で規定されるということである。日本では、鉱山に対する国家関与は民営化と伝統的な労働者組織に

入した結果、人々と政府が永続的な対立の構図の中で争いを続けることになった点で両国は似ている。しかし、両国の違いには大きなものがあった。日本では旧慣の尊重や組合活動の奨励など、状況に応じた住民の懐柔と国家政策への取り込み戦略が矢継ぎ早に打ち出されたのに対して、シヤムでは今日に至るまで山地や地域住民を排除する方向で資源管理が実施されてきた。その意味では、その環境国家における反転は、いわゆる環境政策の主流化によってはじめて生まれたというよりは、そのはるか以前にさかのぼる形成過程の段階ですでにその種が蒔かれていたと考えてよい。

繰り返すが、明治政府は国民に温情的な政策を選んでいったというわけではない。シヤムと日本のそれぞれで形成された国家・社会関係が、それぞれ政策の選択を規定したのである。日本もシヤムも資源管理の中央集権化に必死であった。ただし、資源開発の歴史が長い日本は極端な森林荒廃に代表される資源開発の限界を早い段階で目の当たりにした。そのことが、資源回復に向けた地元の労働力の動員と協力を不可欠にしたことは想像に難くない。耕作可能地の絶対的な制限下に置かれていた日本では、旧慣を活用した資源利用政策は至極合理的な選択だったのである。このように、天然資源の統治とは資源をこえて労働者層と国家との関係を形づくるという点で深い浸透力を宿した介入であった。

この章では、近代化開始当初のシヤムと日本で、なぜ歳入上の貢献が少ない天然資源が国家管理の対象になったのかを問うた。検討の結果として明らかになったのは、資源の開発と利用のための制度が整う過程で形成される人間同士の関係性が、国家の性格と統治のあり方を変える役割を果たしたと

蒔かれていた反転の種

ここまで、日本とシヤムの天然資源に対する国家介入の比較を通じて、前者の包摂的な態度と後者の排他的な体制を対比させて見てきた。両国政府のアプローチの違いは、意図的な選択の結果として片づけるべきではない。地域住民を包摂しながら国有資源の統治を深めていく日本政府のやり方は、地域住民の福祉や生活水準を優先して採択された方法ではなかった。それは行政能力の不足を住民の力で補いつつ、中央政府主導の近代化を進めるためにとられた、やむをえない選択であったと考えるべきだろう。逆にいえば、シヤムで見られたような排他的な資源管理体制では、政府の実効的な統治範囲が限られていたぶん、地域の人々には相対的ににより多くの自由が付与されていたと見ることもできる。

このように自然環境の支配は、間接的に人間社会の支配と再編成をともなった。そして、辺境の天然資源を中央集権的に支配しようとする努力は、その過程において資源の所在地周辺における国家と社会の関係の規定した。土地を国有と民有とに区分し、手つかずの森林のほとんどを国家管理へと編みこむ。

立ち上っていた。シヤムの近代化初期における統治の浸透は、国際的な商品価値をもつ天然資源の植民地経営に端を発していたがゆえに搾取的であったが、その分、統治の範囲は労働力と天然資源の分布する場所に限定された。両国におけるこうした文脈の違いが、二つの国の環境国家黎明期における国家と社会の関係を性格づけたのである。

いう点であった。そして両国が西欧諸国による植民地化の脅威、中央と地方の権力闘争、農民と支配階級の対立という点で共通していたにもかかわらず、日本で包摂的な政策がとられ、タイで排他的な政策がとられるようになったのは、日本の資源管理において国家と地域住民がより相互依存的であったからというのが本章の結論であった。両国で一九世紀に基礎がつけられた国家と地域住民の関係は、環境国家の時代に突入してからも変わることなく、初期環境国家の時代に形成された軌道の延長線上に今も乗っていると考えられるのである。